

## 令和6・7年度 阿久比町入札参加資格審査申請要領【物品等】

阿久比町が発注する物品の製造・販売・買受け・役務の提供等業務委託（物品等）の競争入札（オープンカウンタを含む。以下同じ。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下、「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格申請（以下「申請」という。）を行ってください。

### 1 申請者の要件

資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

#### (1) 電子調達システム（物品等）参加自治体に共通する要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- ② 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

ア 国税

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

法人の方 法人県民税、法人事業税（特別法人事業税、地方法人特別税を含む）、自動車税種別割

個人の方 個人事業税、自動車税種別割

- ③ 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。

#### (2) 阿久比町が独自に設定する要件

- ① 次に掲げる阿久比町税が未納でないこと（ただし、阿久比町に納税義務がある事業者

に限る。）。

**法人の方** 法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

**個人の方** 町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

- ② 「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付阿久比町・阿久比町教育委員会・愛知県半田警察署締結）及び「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

## 2 申請の方法

- (1) 申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、必要項目（申請データ）を入力し、送信してください。

ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

入力の際は、上記ポータルサイトに掲示（上記ポータルサイトの「手引書・書類」タブ→「操作マニュアル」）されている、入札参加資格申請の操作マニュアル（以下「手引書・書類」という。）を参照してください。

- (2) 入札参加資格申請は「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。それぞれ該当する方法で申請してください。

① 継続申請

平成20年1月以降に、電子調達システム（物品等）により申請を行い、平成20・21年度以降資格の承認を受けている方

② 新規申請

電子調達システム（物品等）により申請を初めて行う方

- (3) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (4) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所（本店含む）に限ります。また、契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (5) 申請にあたっては、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」を印刷し、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力することを推奨します。
- (6) 申請できる営業種目は、別紙「業務分類一覧表」のとおりです。
- ※この別紙「業務分類一覧表」は阿久比町のホームページから入手できます。
- (7) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体（※）に後記「4 別送書類」を提出してください。

※ 共通事項の書面確認を代表して行う自治体のことであり、申請先団体が担当します。申請先団体が複数ある場合には、一定のルールにより自動的に指定されます。

## 3 受付期間

(1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで

平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年2月16日（月）まで

平日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

#### 4 別送書類

データ送信後、原則郵送により(1)に記載する書類を各1部、(2)に記載する提出期限までに提出してください。

別送書類（各種申請書）は、仮受付日（申請データ送信日）から前3か月以内、又は仮受付日以後に発行されたものを送付してください。（写し可）。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

| 提出書類名          | 提出の可否 |    | 摘要                                                                                                                              |
|----------------|-------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 法人    | 個人 |                                                                                                                                 |
| 別送書類送付書（共通審査）  | ○     | ○  | 電子調達システム（物品等）から印刷したもの。                                                                                                          |
| 履歴事項全部証明書      | ○     | －  | 法務局で発行のもの。（法務局登記官が証明したもの。）                                                                                                      |
| 身元（分）証明書       | －     | ○  | 本籍地の市区町村が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））                                                                             |
| 登記されていないことの証明書 | －     | ○  | 法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明したもの。（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行のもの。                                                |
| 納税証明書（国税）      | ○     | ○  | 税務署で発行のもの。<br>【法人の場合】<br>法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）<br>【個人の場合】<br>申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明） |

|                                                                                         |   |   |                    |                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---|---|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税証明書（愛知県税）<br><br>※愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書（別紙様式）」を提出 | ○ | ○ | 共通審査自治体が「愛知県るとき」   | <u>書類の提出は不要です</u><br>ただし、納税状況が確認できない場合は、納税証明書を求めることがあります。                                                                                          |
|                                                                                         |   |   | 共通審査自治体が「愛知県」以外るとき | 県税事務所で発行のもの<br><b>【法人の場合】</b><br>法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）。<br><b>【個人の場合】</b><br>個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用） |

(2) 提出期限

① 定時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から土・日・祝日を含めて7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着。

② 随時受付

申請仮受付日（申請データ送信日）から土・日・祝日を含めて7日以内必着。

※ 上記①、②の提出期限が休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

① 共通審査自治体

共通審査自治体は、電子調達システム（物品等）で自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で提出先の確認をお願いします。

② 阿久比町

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場 総務部 検査財政課 管財係 宛て

※ 申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

## 5 資格審査

入札参加の資格審査は、申請データ及び4(1)により提出された書類により行い、資格要件を満たしていることを確認します。

## 6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にログインして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

別送書類及び申請データに不備がある場合には、補正指示が出されますので、補正期限（期限が明記されていない場合は5日以内）までに補正申請を行ってください。（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）

## 7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。

なお、この通知後、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

## 8 資格認定後の追加届

審査結果確認後、「許可・登録等」、「契約実績」、「特約・代理店等」に該当する届出項目がある場合は、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し、送信してください。

## 9 資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

### (1) 定時受付

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで有効とします。

### (2) 随時受付

入札参加資格を決定した日（名簿登載日）から令和8年3月31日まで有効とします。

（毎月15日までに審査が完了した申請は、翌月1日が入札参加資格を決定した日になります。）

## 10 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

## 1 1 電子入札申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに電子調達システム（物品等）により変更手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和6年4月1日（月）から可能となります。

## 1 2 その他

- (1) 申請の際、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。  
また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認及び同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで申請内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 入札参加資格申請は書面で受け付けません。
- (6) あいち電子調達共同システム（物品等）は、メンテナンス等のため、一時休止することがあります。
- (7) 本申請にはＩＣカードは必要ありません。ただし、オープンカウンタを除く電子入札への参加にはＩＣカードの購入、電子調達システム（物品等）への登録が必要になります。
- (8) 定時受付期間において障害等によりシステムが利用できない期間があったとしても、システム利用期間の延長の対応は行いません。
- (9) 問い合わせ先

システムに関すること・・・ヘルプデスク（平日 午前９時から午後５時まで）

（定時受付期間中は平日 午前９時から午後８時まで）

TEL：０１２０－５１１－２７０

内容に関すること・・・阿久比町 総務部 検査財政課 管財係

（平日 午前８時３０分から午後５時１５分まで）

TEL：（０５６９）４８－１１１１（内線：１３１２）